

梅ちゃん先生の 法律相談

第28回

知っておくべき 相続の基礎知識④

梅本寛人 (弁護士)

1 預貯金の一部払い戻し制度の新設

今月号は、相続人の相続分(相続割合)について説明しますと予告しましたが、その前に、預貯金の一部払い戻し制度の新設について若干お話ししたいと思います。

先月号(2019年4月号)の「梅ちゃん先生の法律相談」では、どの財産が相続の対象となるのか遺産の範囲についての説明を行いました。その中で、被相続人(亡くなった方)の預貯金については、近年判例が変更され、**預貯金も遺産分割協議の対象であり**、被相続人の預貯金の払い戻しを受けるためには、**遺産分割協議によって相続人のうち誰がその預貯金を取得するかを相続人全員にて合意しなければならなくなった**(金融機関には、その旨の遺産分割協議書等の書面の提出が必要)と説明いたしました。つまり、遺産分割協議がまとまっていない段階で、相続人のうちのお一人が、金融機関に出向き、「私の相続分の範囲で、被相続人の預金を払い戻したい」と言っても、金融機関は受け付けてはくれないのです。

しかし、たとえば、**葬儀費用**が多くかかったり、被相続人が亡くなる時に入院していた**病院の費用**が未払であったり、**相続税**の支払いが発生した、といった場合に、被相続人の預貯金口座に一切手がつけられず、一旦は相続人が立て替えるというのはよくある話ですが、相続人の方がいつもこれらの費用を支払える資力があるとは限り

ません。

そこで、この度、法律が改正され(平成30年7月の民法改正。本年7月1日から施行予定)、**遺産分割協議がまとまっていない段階であっても**、被相続人の預貯金の一部を、相続人が**単独で払い戻せる制度**が新設されました。この制度は、家庭裁判所で手続を行うものと、直接金融機関で手続を行うものの2つがあります。

(1) 家庭裁判所で手続を行う方法

家庭裁判所に、遺産分割の審判または調停を申し立てたうえで、さらに「預貯金の仮分割の仮処分」を申し立てると、家庭裁判所の判断により、預貯金の一部を払い戻す必要性があり、かつ、他の相続人の利益を害さない範囲で、預貯金の一部払い戻しが認められます。

これはこれで、いかにも大変そうですが、(2)で述べる額よりも高額が払い戻せる場合もあり、相当な出費がある場合には検討しても良いでしょう。

(2) 金融機関の窓口で手続を行う方法

相続人が単独で、金融機関にて手続を取れば、下記①の額の払い戻しが可能です。もっとも②の額が上限となります。

- ① 相続開始時の預貯金の額× $\frac{1}{3}$ ×払い戻しを求める相続人の法定相続分
- ② 法務省令で定められる金額(未定。金融機関ごとに設定される)

金融機関に出向いて手続を行うも

ので、家庭裁判所での手続よりも簡単ですが、引き出せる額は少額ですので、注意が必要です。

2 相続人の相続分

(1) 「相続分」とは?

さて、今月号のメインテーマである「相続分」(相続割合)について説明したいと思います。

「相続分」というのは、共同相続(相続人が複数いる相続)において、各相続人が遺産に対して有する持分のことです。この相続分は、まず、被相続人が**遺言によって各相続人の相続分を指定**することができます。これを「**指定相続分**」といいます。

他方、被相続人による相続分の指定がない場合には、民法の定める相続分が適用され、これを「**法定相続分**」といいます。

以下、法定相続分について説明していきます。

(2) 法定相続分

① 配偶者と法定相続分

「梅ちゃん先生の法律相談(第25回)」(2019年2月号)にでも説明しましたが、配偶者は常に相続人となります。そして、ほかの血族相続人(子、親、兄弟姉妹)がいる場合は、その組み合わせにより、法定相続分が異なることとなります。

② 子の法定相続分

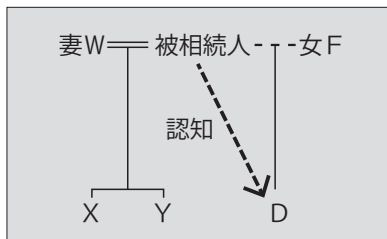
A 複数の子だけが相続人となる場合
この場合の法定相続分は、**均等の割合**となります。

B 配偶者と複数の子が相続人となる場合

この場合の法定相続分は、**配偶者が2分の1、子らがトータルで2分の1**であり、**子の間では均等の割合**となります。

たとえば、配偶者が1人、子が2人の場合ならば、配偶者は2分の1、子はそれぞれ4分の1 ($1/2 \times 1/2 = 1/4$) となります。

C 嫡出子と婚外子がいる場合



たとえば、被相続人に妻W、Wとの間の子Xと子Yがあり、他方、被相続人と女性Fとの間に婚外子Dがいて、被相続人が認知していたという場合です。

この例で、相続人となるのは、W、X、Y、Dです(女性Fには相続権はありません)。では、それぞれの法定相続分はどうなるのでしょうか。

まず、Wの法定相続分は2分の1であり、子らはトータルで2分の1です。問題は、その先で、**それぞれの子の法定相続分はどうなるか**です。

この点、民法は、明治以来、このような場合には、**非嫡出子(上例のD)は、嫡出子(上例のX・Y)の法定相続分の2分の1**となると規定していました(旧民法900条4号ただし書)。上記の例でいえば、Wが2分の1、XとYは各10分の2 ($1/2 \times 2/5 = 2/10$)、Dは10分の1 ($1/2 \times 1/5 = 1/10$) となります(百分率でいえば、W:50%、X・Y:各20%、D:10%です)。

しかし、Dにしてみれば、自分にはあずかり知らない「婚外子である」という事情で、XとYの半分しか遺産がもらえないというのは不合理です。そこで、民法の上記規定は「**法の下**の平等」を定める**憲法14条に違反するものだ**、などとして幾度となく裁判で争われてきました。

もっとも、最高裁は、平成7年の判

決で、民法は法律婚主義(戸籍上の妻のみが正式な妻である)をとっており、法律上の配偶者との間に生まれた嫡出子の立場を尊重しつつ、婚外子にも一定の保護を与え、この観点から嫡出子の2分の1の割合で婚外子に相続権を認めているのだから、これは合理的な区別であり「**法の下**の平等」に反するものではないとして、民法の上記規定は合憲と判断していました。

しかし、最高裁は、平成25年に至り、上記の判例を変更し、民法の上記規定は「**法の下**の平等」に反するもので違憲であるとの判断を下しました(最高裁大法廷平成25年9月4日決定)。その理由としては、①我が国においては、昔と比べて離婚や再婚の件数が圧倒的に増加し、家族の在り方も多様化していること、②諸外国では法定相続分にこのよう差を設ける例は少ないこと、③婚外子に自ら選択できない事情で不利益を及ぼすことは許されないこと、といった点を挙げています。

これは、賛否両論ありうる論点ですが皆様はいかがお考えでしょうか。妻Wの立場に立てば、**特に、Dが、Wとの婚姻中に被相続人が“外で作った子”であったという場合**、そのようなDに自らの子と同じ割合で、夫である被相続人の遺産を渡すというのは耐え難い面があるかもしれません。しかし、Dにしてみれば、要は**何も知らずに生まれてきて、相続に関して差をつけられる**というのは、文字どおりいわれなき「差別」と感じるでしょう。一概に答えの出ない話ですが、上記のとおり、最高裁は違憲と判断したため、現在は、民法の上記規定は削除され、DもX・Yと同じ割合で、つまり、通常の「子が複数いる場合」と同じように、法定相続分が定められることになりました。

ということで、先の例では、法定相続分は、Wは2分の1、X・Y・Dはそれぞれ6分の1となります。

③直系尊属の法定相続分

A 複数の直系尊属だけが相続人となる場合

この場合の法定相続分は、**均等の割合**となります。

B 配偶者と直系尊属が相続人となる場合

この場合の法定相続分は、**配偶者が3分の2、直系尊属が3分の1**(直系尊属が複数いる場合は、**トータルで3分の1**となり、直系尊属間では均等の割合)です。

④兄弟姉妹の法定相続分

A 複数の兄弟姉妹だけが相続人となる場合

この場合の法定相続分は、**均等の割合**となります。

B 配偶者と兄弟姉妹が相続人となる場合

この場合の法定相続分は、**配偶者が4分の3、兄弟姉妹が4分の1**(兄弟姉妹が複数いる場合は、**トータルで4分の1**となり、兄弟姉妹間では均等の割合が原則)です。

C 「半血兄弟姉妹」と「全血兄弟姉妹」がいる場合

たとえば、被相続人に妻Wがいるが子はおらず、父Pと母Q、父の後妻Rもすでに亡くなっている。被相続人には、兄弟B1、B2、B3がいるが、このうち、B1とB2は被相続人と両親を同じくしている(いずれもPとQの子)が、B3は母親を異にしている(後妻Rの子)という場合です。

この場合、被相続人からみて、B1とB2を「**全血兄弟姉妹**」、B3を「**半血兄弟姉妹**」と呼びますが、この場合、「半血兄弟姉妹」の法定相続分は、「**全血兄弟姉妹**」の2分の1となります(民法900条4号ただし書)。

具体的に法定相続分を計算しますと、Wが4分の3、B1とB2が20分の2 ($1/4 \times 2/5 = 2/20$)、B3は20分の1 ($1/4 \times 1/5 = 1/10$) となります。この差については、現行民法においても、先の婚外子に関する規定とは異なり、規定は維持されています。

3 次回も続きます

法定相続分のお話は以上のとおりですが、次回も引き続き、法定相続分を修正する制度である「**特別受益**」や「**寄与分**」などのお話を続けたいと思います。